

秋田県第二種特定鳥獣管理計画（素案）
(第3次イノシシ)

秋田県

令和7年3月

目 次

第 1 計画策定の目的及び背景	1
1 目的.....	1
2 背景.....	1
第 2 管理すべき鳥獣の種類.....	2
第 3 計画の期間.....	3
第 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域.....	3
第 5 現状.....	3
1 生息動向.....	3
2 生息環境.....	4
3 捕獲状況.....	6
4 被害状況及び対策の実施状況.....	9
第 6 特定計画の評価と改善.....	11
第 7 管理の目標.....	11
1 個体群管理に関する指標と目標.....	11
2 農業被害の軽減に関する指標と目標.....	11
3 生活環境被害の軽減に関する指標と目標.....	11
第 8 数の調整に関する事項.....	11
1 個体群管理の施策の考え方.....	12
2 個体群管理の施策の目標と指標.....	12
3 個体群管理の施策の実施内容.....	12
4 捕獲の担い手確保・育成に関する施策.....	12
5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項.....	13
第 9 生息環境管理に関する事項	13
1 生息環境管理の施策の考え方.....	13
2 生息環境管理の施策の目標と指標.....	13
3 生息環境管理の施策の実施内容.....	13
第 1 0 被害防除対策に関する事項.....	14
1 被害防除対策の施策の考え方.....	14
2 被害防除対策の施策の目標と指標.....	14
3 被害防除対策の施策の実施内容.....	14
第 1 1 モニタリング等の調査研究.....	14
1 管理の目標に対応したモニタリング.....	14
2 各種施策の目標に対応したモニタリング.....	15
第 1 2 その他管理のために必要な事項.....	15

1	特定計画の実施体制.....	15
2	各主体の役割分担と連携.....	15
3	鳥獣被害防止計画との調整.....	16
4	錯誤捕獲対応の実施体制等.....	16
5	感染症及び安全対策の実施.....	17

第1 計画策定の目的及び背景

1 目的

本県に生息するイノシシについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条の2に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより群れとして安定的に生息することを防ぎ、農林業、生活環境、森林生態系への被害や影響を最小限に抑えることを目的とする。

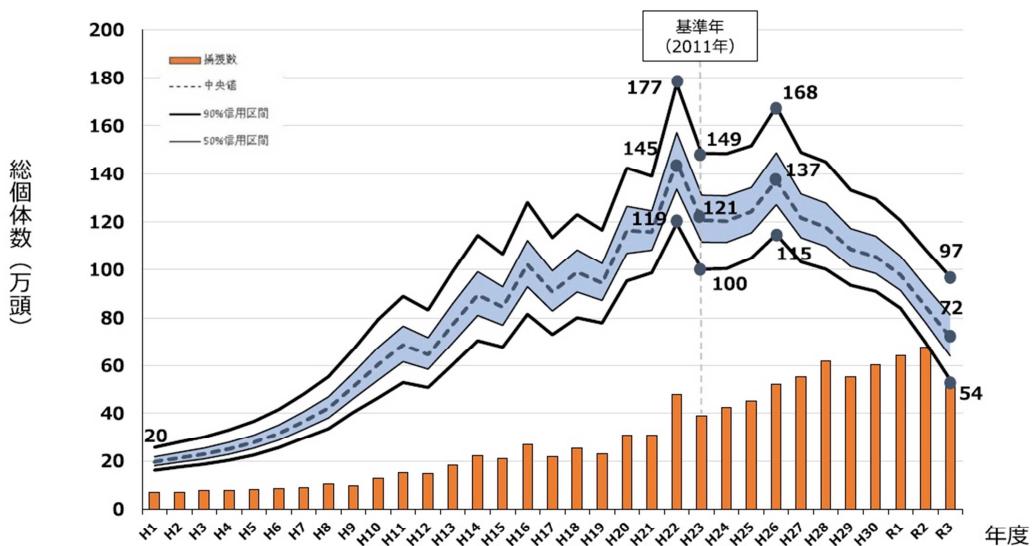
2 背景

（1）全国の状況

環境省の調査により、昭和53年度調査から令和2年度調査の間で約1.9倍に全国の分布域が拡大していることが確認された。特に、これまでイノシシの分布空白域とされていた積雪地域（東北地方や北陸地方では明治期以前には生息が確認されている）や島嶼部でも生息が確認されるようになっている。

推定個体数は、全国で約72万頭（中央値、90%信用区間：約54万頭～97万頭、令和3年度末）と推定されており、平成26年度をピークに減少傾向にあると考えられている。

捕獲数については、令和4年度で約54万頭（環境省2023）となっており、近年高止まりが続いている。（図-1）。



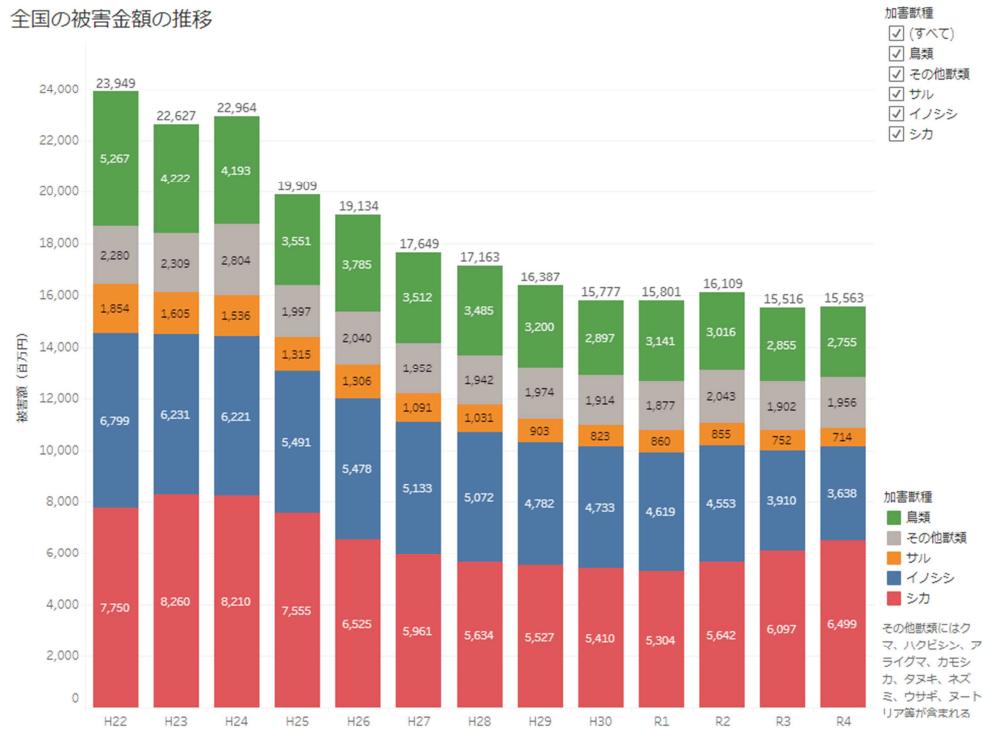
※ 令和3(2021)年度の自然増加率の推定値は、中央値1.47(90%信用区間:1.29-1.64)

図-1 イノシシの推定個体数の推移（2023年環境省）

農作物被害については、令和4年度で約156億円（農林水産省2023）となっており、そのうちイノシシによるものは約36億円で、被害全体の約2割を占めている（図-2）。また、北日本を除く全国各地で市街地出没や、それに伴う人身被害等の生活環境被害も発生している。

こうした中、平成25年12月に環境省と農林水産省が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を示し、イノシシの全国の生息頭数について、平成23年度の推定生息頭数を10

年後の令和5年度までに半減させることを当面の目標とした。これにより、イノシシの捕獲強化が進められている。なお、目標年度となる令和5年9月1日にシカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標の見直しが行われ、令和10年度を次の目標年度とし、イノシシについては、平成23年度水準の半減を早期に達成し、その後も被害軽減に向けて捕獲圧を維持することとされている。



図－2 野生鳥獣による農供物全国の被害金額の推移
(農林水産省ウェブサイトより)

(2) 本県の状況

本県では、平成24年2月に県南部の湯沢市秋ノ宮地区で1頭が狩猟で捕獲されて以降、交通事故等による死亡個体の回収や目撃情報が年々増え、令和6年度現在、ほぼ全県域で確認されている。捕獲数についても、近年急激に増加しており、200頭を超えていている。

農業被害については、平成28年6月に県内で初めて確認され、その後の目撃等の増加に比例するように被害も増加しており、令和4年度の被害額は約215万円となっている。

また、令和4年度に湯沢市で死亡イノシシの豚熱感染が確認され、その後、横手市、東成瀬村、北秋田市、鹿角市においても、死亡あるいは捕獲したイノシシから豚熱ウイルスが確認されている。このため、県内における豚熱(CSF)まん延防止の観点からも、捕獲圧の強化とともに調査監視(サーベイランス)強化の重要性が高くなっている。

第2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*: 亜種ニホンイノシシ及びブタとの交雑種を含む。) とする。

第3 計画の期間

出没状況等から本県におけるイノシシについては、年次ごとの個体数変化が大きいと考えられることから、計画期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

ただし、社会情勢の変化等が生じた場合は適宜改定を行うものとする。

第4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

国指定鳥獣保護区を除く県内全域とする。

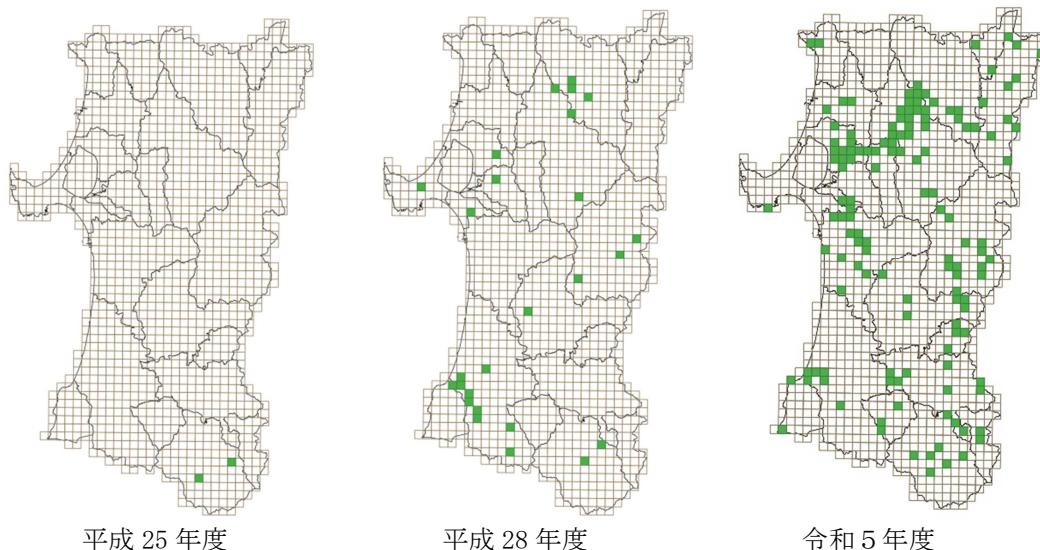
第5 現状

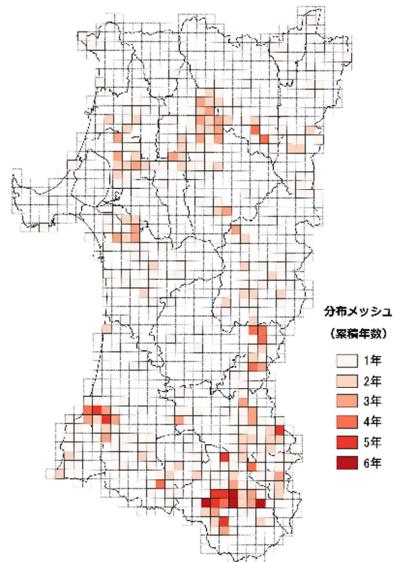
1 生息動向

(1) 分布状況

県内では平成24年2月に湯沢市で捕獲されて以降、捕獲や目撃は県南部にとどまっていたが、現在は全県域で目撃等の情報があり、平成23年度から令和5年度末までの累計では全県域から1,469頭の目撃情報等が寄せられている(図-3、表-1)。

累計では宮城県・山形県と接する由利・雄勝地域での割合が多いものの、令和5年度は県北部や県央部での目撃等が増えている。





累積

図－3 目撃等箇所の推移（捕獲や死亡個体の確認箇所を含む）

表－1 目撃頭数と捕獲頭数の推移

(単位：頭)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	合計
目撃頭数	1	2	2	3	8	39	36	74	109	174	132	52	219	851
捕獲頭数	1	0	0	2	0	3	7	28	5	115	132	87	238	618
合計	2	2	2	5	8	42	43	102	114	289	264	139	457	1,469

※目撃頭数に死亡個体含む

(2) 生息密度

令和3年度から、出没情報等を基にイノシシが生息していると考えられる地域で痕跡密度調査を実施しており、その結果は次のとおりとなっている（表－2）。痕跡密度も増加の傾向にある。

表－2 痕跡密度調査結果

年度	痕跡密度(※)	調査メッシュ数
R3	0.84	82
R4	1.05	54
R5	1.86	32
R6	3.21	37

※痕跡密度は発見した痕跡総数 ÷ 調査メッシュ数により算出

2 生息環境

(1) 自然環境と土地利用等

イノシシが生息し得る主な土地利用区分は、森林や農地とされているが、本県の土地利用面積では県土の81%がこれにあたる（表－3）。

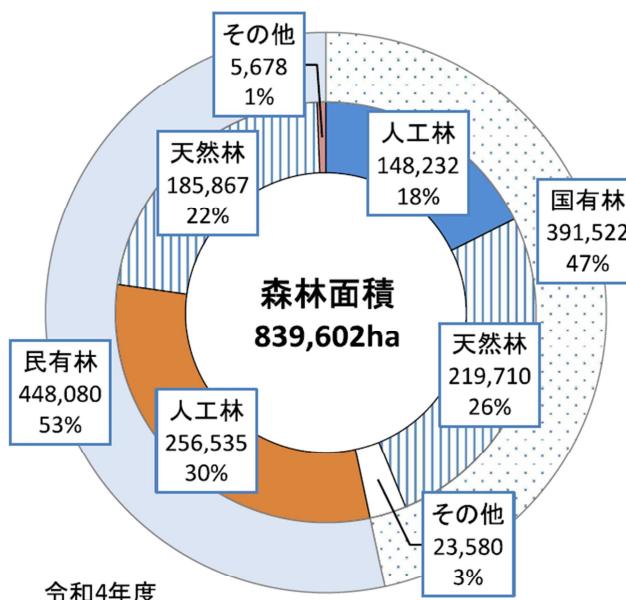
表－3 秋田県の土地利用面積

(単位:ha、 %)

区分	面積	構成比
総面積	1,163,752	100%
うち森林面積	839,602	72%
うち農地面積	114,453	10%

(出典：令和5年度版秋田県林業統計)

また、森林面積 839,602ha のうち、イノシシの生息に適していると考えられる広葉樹林を含む天然林は、民有林と国有林を合わせて 405,577ha となり、全体の 48.3% を占めている。このため、県内では広範な森林地域でイノシシの生息が可能と考えられる（図－4）。



図－4 県内の森林面積（出典：令和5年度版秋田県林業統計）

また、近年、人口減少や高齢化の進行に伴い、耕作放棄地が増加しており、こうした場所がイノシシの生息に適した環境になっていることも考えられる（表－4）。

表－4 県内の荒廃農地面積の推移（出典：農林水産省）

(単位：ha)

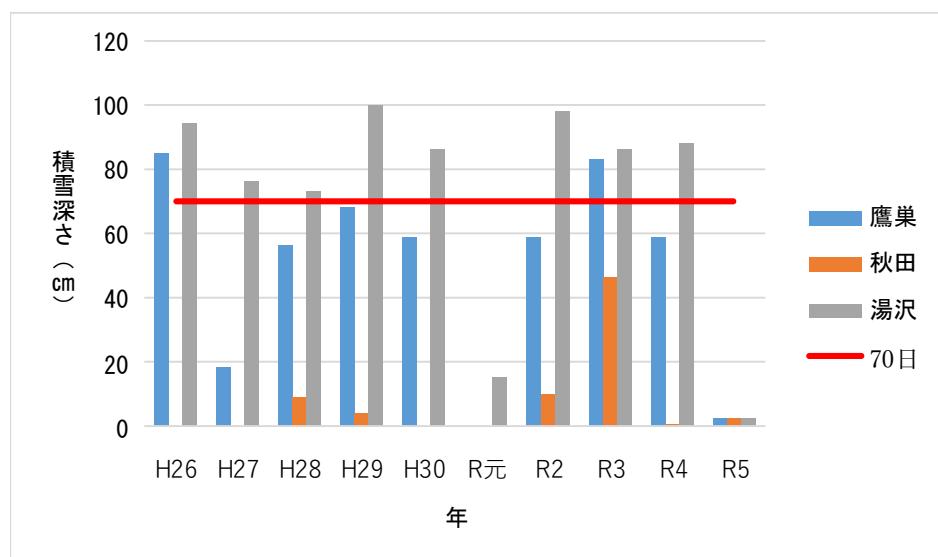
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
荒廃農地面積計	431	413	475	510	764	840	1,030	1,042	970	830

※荒廃農地面積はR2年度までは荒廃農地面積、R3年度以降は荒廃農地面積（A分類+B分類）

※A分類：再生利用が可能な荒廃農地、B分類：再生利用が困難と見込まれる荒廃農地

イノシシについては最大積雪深が 30 cm 以上日の日数が 70 日以上続くことが生息を制限する目安とされている（第2回自然環境保全基礎調査動物分布調査報告書 1981）。過去 10 年間の県北、中央、県南の観測所の気象データから、積雪深が 30cm 以上あつた日数（11月～3月）を図－5 に示した。年変動が大きいが、湯沢では 70 日を超える年が 8 年間あつたもののイノシシの生息が毎年確認されており、本県では最大積雪深がイノシシの生息を制限する要因とはなっていないことが示唆される。

ただし、積雪深が制限要因になつてないとしても、積雪が少ないほどイノシシは生息しやすく、分布を拡大させやすくなるものと推測される。令和元年の少雪はイノシシの分布拡大に正の影響を与え、その結果として翌年の捕獲数が増加した可能性が考えられ、令和 5 年度の少雪も同様の影響が生じることが考えられる。



図－5 県内における主な観測地点の積雪深 30 cm 以上の日数

3 捕獲状況

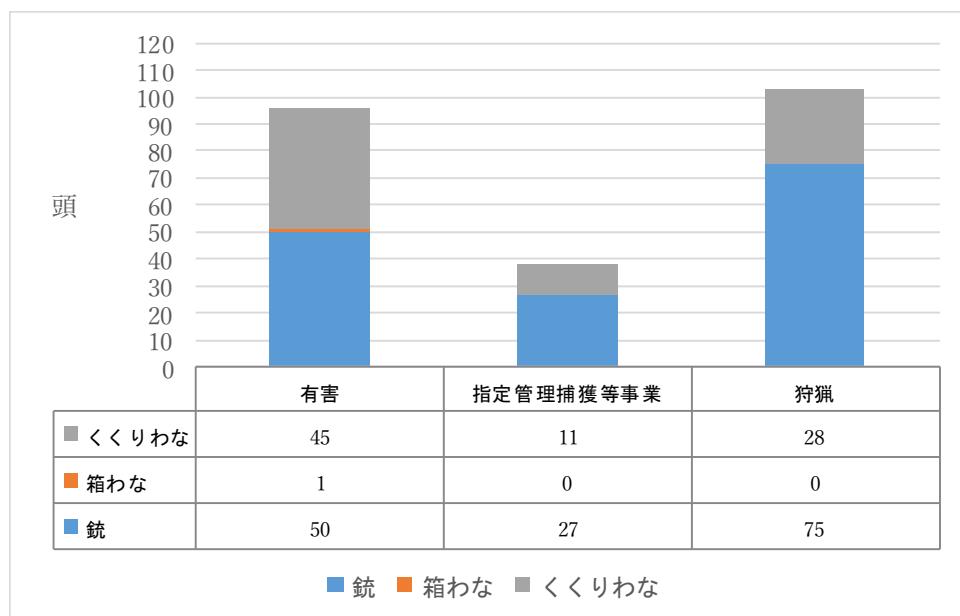
(1) 捕獲の現状と動向

本県では、平成 24 年 2 月に湯沢市秋ノ宮地区において、初めて狩猟により捕獲され、その後数年間は数頭程度であったが、平成 30 年度に 28 頭と前年の 4 倍となって以降増加傾向が強まり、令和 2 年度に 100 頭を超え、令和 5 年度には過去最多の 238 頭が捕獲されている（表－1）。

令和 5 年度捕獲数の捕獲区分については、狩猟による捕獲が 104 頭、有害鳥獣捕獲による捕獲が 96 頭、県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業によるものが 38 頭となっている。令和 2 年度以降は、狩猟、有害鳥獣捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業いずれも増加している。

また、地域別では三種町 44 頭 (18%)、北秋田市 41 頭 (17%)、仙北市 29 頭 (12%) となっており、これまで多かった県南部から他地域に捕獲の分布が広がっている。

捕獲手法別では、捕獲調書から把握できた 237 頭を集計すると、図－6 のとおりとなつた。



図－6 令和5年度の捕獲方法別内訳

(2) 捕獲個体に関する情報

令和5年度に捕獲された238頭に、死亡イノシシ5頭を加えた合計243頭の内訳は表－5、6のとおりとなっている。

捕獲頭数が多いのは11月以降の積雪期であり、性別ではオスの方がメスより捕獲頭数が多くなっている。捕獲調書では幼獣、成獣の区分を設けていないが、体重25kgまでを幼獣と仮定(イノシシの保護及び管理に関するレポート(平成28年度版)2016)すると、幼獣の捕獲は45頭(19%)だった。また、実測値の体重の最大値は154kg(オス)であった。

表－5 令和5年度の月別捕獲頭数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	不明	(単位：頭、%)
														合計
頭数	1	3	4	8	9	15	10	56	44	28	34	29	2	243
割合	0.4	1.2	1.6	3.3	3.7	6.2	4.1	23.0	18.1	11.5	14.0	11.9	0.8	

表－6 令和5年度の性別、体重別捕獲頭数一覧

体重 (kg)	オス	メス	不明	(単位：頭)	
				合計	
～25	26	17	2	45	19%
26～50	55	40	0	95	39%
51～100	48	35	0	83	34%
100～	16	2	0	18	7%
不明	0	0	2	2	1%
合計	145	94	4	243	
	60%	39%	2%		

※体重は推定値と実測値が混在している。

(3) 捕獲の担い手に関する状況

本県では長らくイノシシが分布していなかったため、イノシシの生態や行動、捕獲時の動きなどの知識や捕獲技術に精通していない狩猟者が多かった。このため、県として捕獲技術の向上を目的として、くくりわなによる捕獲技術の講習会や大型獣捕獲に必要なスラッグ弾実技講習などを開催している。

この結果、くくりわなに取り組む者も増えており、全県的にくくりわなによる捕獲数が伸びている（表－7）。

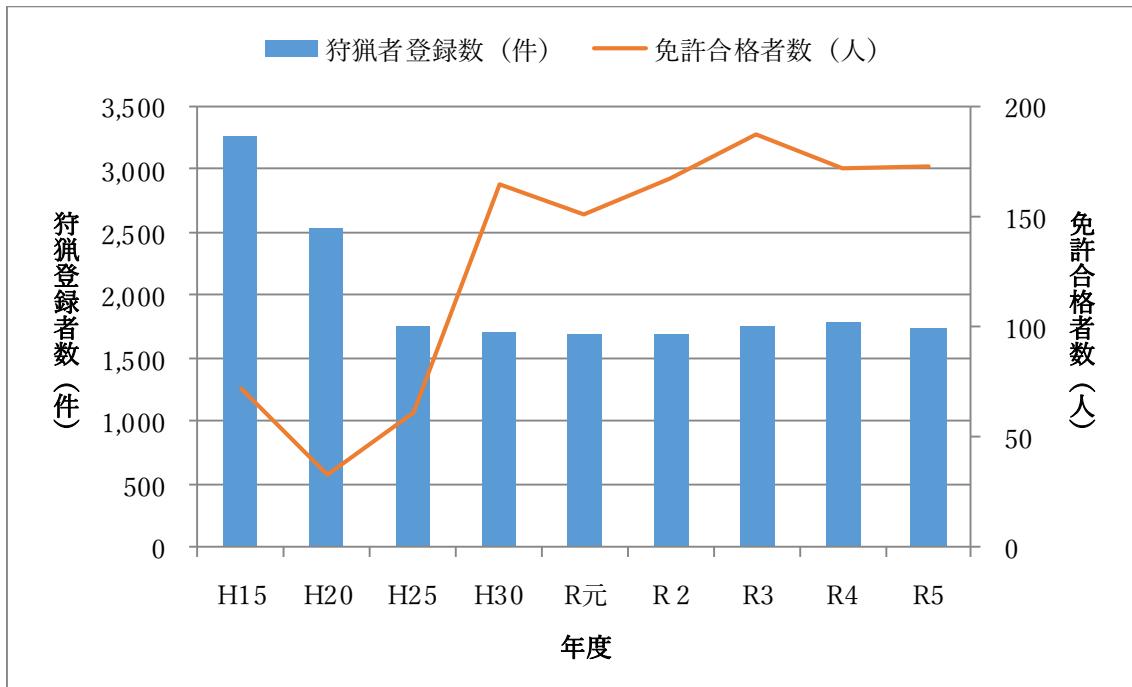
表－7 捕獲区分別イノシシ捕獲頭数の推移

区分	R2	R3	R4	(単位：頭)	
				R5	
銃猟	72	110	60	152	
くくりわな	15	22	21	84	
はこわな	2	0	3	1	
その他	14	0	3	1	
合計	103	132	87	238	

また、狩猟者の高齢化・減少傾向が続く中において、狩猟による捕獲圧を高めるためには、若い狩猟者の育成・確保が必要である。本県では狩猟免許試験の回数増や休日開催のほか、平成29年度から狩猟免許取得や銃の購入経費に対する補助を実施しており、令和5年度までの7年間で延べ374人、626件の助成を行っている。これらの施策により、狩猟者登録数の減少に一定の歯止めをかけることができていると考えられる（表－8、図－7）。

表－8 新規狩猟免許合格者の推移

年度	H15	H20	H25	H30	R元	R 2	R3	R4	R5	(単位:人)
狩猟者登録数(件)	3,255	2,537	1,758	1,700	1,689	1,694	1,751	1,776	1,727	
免許合格者数(人)	72	33	61	165	151	167	187	172	173	



図－7 狩猟者登録数と狩猟免許合格者の推移

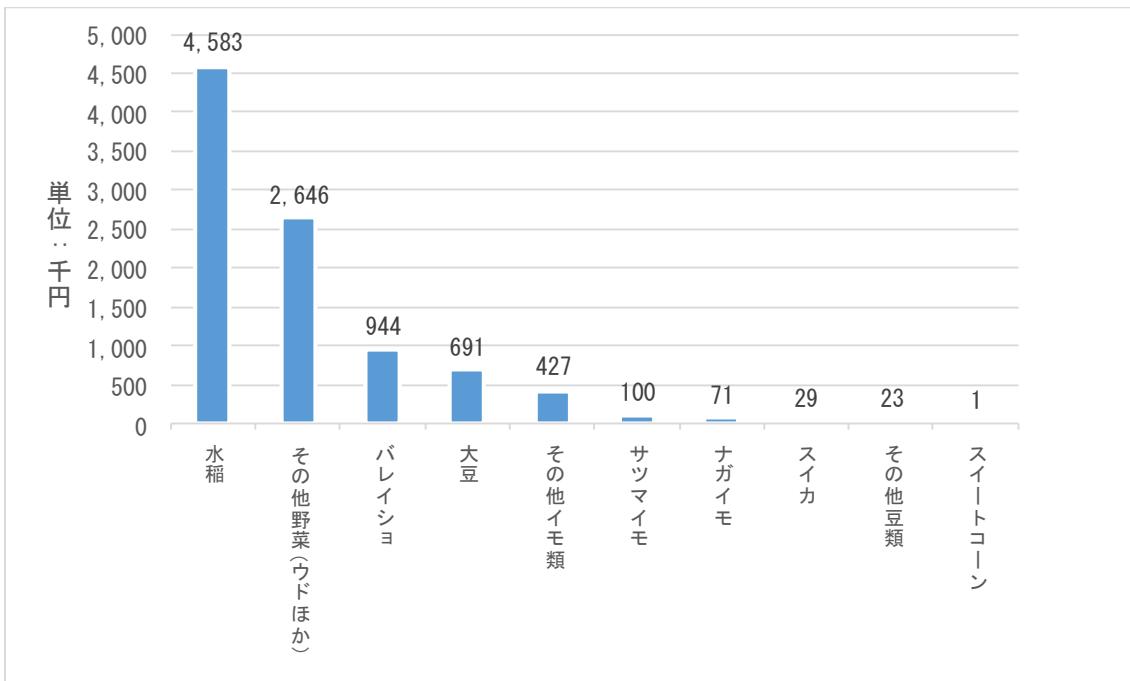
4 被害状況及び対策の実施状況

(1) 被害発生の経緯と現状

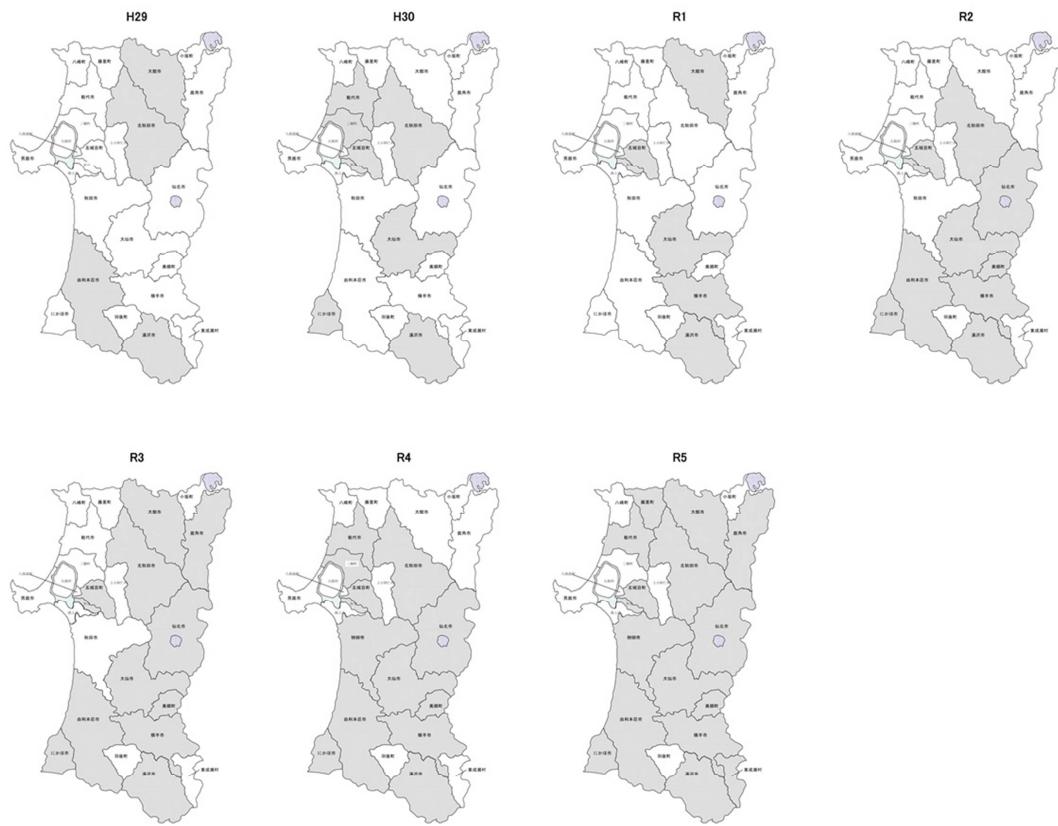
平成28年6月に三種町でバレイショが掘り起こされた事例が、本県において最初に確認された農業被害である。その後も県南部を中心に水稻やイモ類、大豆などの被害が増加傾向にあるほか、畠や畦畔の掘り起こし等の被害が出ている（表－9、図－8、9）。

表－9 農作物被害の推移

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	(単位: ha、千円)
被害面積	－	0.54	3.60	7.29	16.71	20.94	36.55	40.21	
被害金額	－	22	2,177	1,175	2,719	4,106	3,506	9,515	



図－8 令和5年度農作物被害額の内訳



図－9 農業被害発生市町村の推移

(2) 被害防除対策の実施状況

県内では農林水産省の鳥獣被害防止総合対策事業交付金を活用するなどして防護柵の設置や捕獲が進められており、把握できているものとして 186 箇所、51,960m の

電気柵が当該交付金を活用して設置されている。

また、有害鳥獣捕獲についても令和5年度は96頭が捕獲されており、年々増加傾向にある（図-6）。

第6 特定計画の評価と改善

第1次計画では、捕獲個体数を管理目標とはせず、捕獲圧をかけることで生息域の拡大及び個体数増加の防止を図ることを目標とし、捕獲圧の強化に向けて、令和2年度から狩猟期間の拡大（11月1日から3月15日）を実施した。

延長した期間内での捕獲頭数は10頭で、狩猟による捕獲数47頭に対して21.2%を占めたことから、期間延長は一定の効果があったものと考えられる。

また、指定管理鳥獣等捕獲事業では目標とした20頭を達成できており、捕獲事業に携わる者の捕獲技術の向上が進んでいる。

第2次計画では、第1次計画の取組を踏襲したほか、県南部におけるイノシシの捕獲圧強化を図るために、狩猟鳥獣捕獲禁止区域を6地区指定したが、当該地域での捕獲実績はまだない。なお、狩猟期間延長に係る捕獲頭数は表-10のとおり。

表-10 延長した狩猟期間におけるイノシシ捕獲頭数（第2次計画期間）

（単位：頭）

年度	11/1～11/14	2/16～3/15	狩猟捕獲総数	延長期間における捕獲割合
R3	4	32	88	40.9%
R4	2	6	37	21.6%
R5	10	65	104	72.1%

第7 管理の目標

1 個体群管理に関する指標と目標

本県はイノシシの分布域が拡大しつつあるが、長年、イノシシが生息しない環境下で農林業が行われ、生態系が成立してきた地域である。

イノシシは放置すると過剰に増加し、農業被害の拡大を招くおそれがあることから、本計画ではイノシシが群れとして安定的に生息しないように捕獲圧を強化し、個体数の増加、分布の拡大を抑制することを目標とする。

2 農業被害の軽減に関する指標と目標

本県では全県域で水稻やバレイショ、サツマイモ等への被害が発生しており、分布域の拡大に伴い農作物被害も徐々に増加傾向にあることから、各種防除対策を行うことで、農業被害面積（実面積）の減を目指す。

なお、被害防除の取組と併せて、農地周辺のイノシシの生息密度を低減することも必要であることから、有害捕獲についても取り組んでいくものとする。

3 生活環境被害の軽減に関する指標と目標

本県ではこれまでイノシシによる生活環境被害は確認されていないため、本計画での指標と目標は定めない。なお、生息頭数が増えるなどにより、生活環境被害発生のおそれが出た場合は、適宜、検討していくこととする。

第8 数の調整に関する事項

1 個体群管理の施策の考え方

第7の1で述べたとおり、本県では長らくイノシシが分布していない状況が続いてきたが、全県域で目撃や捕獲実績が報告されるようになってきている。しかしながら、全県域で生息密度が高い状態にはなっていないと考えられることから、狩猟及び有害鳥獣捕獲に加えて個体群に対する個体数調整を行い、個体群としての定着を防ぎ、低密度状態を維持していくこととする。

また、農業被害の軽減のためには、農地周辺で加害している個体を群れごと捕獲すること、また、生息頭数を抑えるには成獣のメスの捕獲が効果的とされていることから、こうした個体の捕獲に取り組んでいく。

2 個体群管理の施策の目標と指標

低密度状態のままにしておくため、個体数調整捕獲等による捕獲圧を強化し、イノシシ痕跡密度を現状から維持・低下させていくことを目標とする。

<評価指標>

- ・痕跡密度が現状以下 (R6 : 3.21 箇所/3km メッシュ)

3 個体群管理の施策の実施内容

個体群管理のための捕獲圧の強化を以下の（1）～（3）により図ることとし、捕獲に当たっては、出獵カレンダーによる努力量と捕獲効率の把握とともに、捕獲調書により捕獲個体の情報収集を行い、施策の検証に活用していくこととする。

（1）狩猟による捕獲圧強化

狩猟行為による捕獲圧の強化を図るため、第1次特定鳥獣管理計画から導入した狩猟期間の延長を継続する。

【狩猟期間】

通常 11月15日から2月15日まで

延長 11月1日から3月15日まで

また、必要に応じて鳥獣保護区内でもイノシシの捕獲が可能となるよう、他の鳥獣への影響も鑑みながら、鳥獣保護区を法第12条第2項に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域（狩猟鳥獣の捕獲を禁止するが、例外として捕獲可能な狩猟鳥獣を指定できる区域）に変更し、捕獲を推進していくものとする。

（2）有害捕獲による捕獲圧強化

有害捕獲については市町村が主体となって狩猟期間以外（3～10月）を中心に実施しているが、定着した個体による継続した農業被害が発生しないよう、優先的に農地周辺での有害捕獲を実施するとともに、被害が発生していない地域においても予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害捕獲）を推進する。

有害捕獲にあっては、前述のように捕獲位置等についての情報も収集していくものとする。

（3）指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲圧強化

第8の5による。

4 捕獲の担い手確保・育成に関する施策

低密度地域である本県においては、無雪期はくくりわなによる捕獲、積雪期は銃猟による捕獲が効率的であることから、くくりわなによる捕獲技術やスラッグ弾にかかる講習会等を実施し、捕獲の担い手確保・育成を図っていく。

また、農作物被害対策の推進を図るため、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等を担う指導者（市町村、農業協同組合の担当職員等）を育成する研修等を実施する。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

狩猟や有害捕獲に加えて、個体数調整を目的とした捕獲圧強化のため、次により県が実施主体となる捕獲を実施する。なお、詳細については毎年度策定する指定管理捕獲等事業に関する実施計画において別途定めるものとする。

(1) 実施期間

第3の計画の期間内とし、原則として1年を超えないこととする。

(2) 実施区域

第4の第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域とする。

(3) 目標

イノシシの生息が確認されている地区を対象に捕獲圧を強化し、個体数調整のための捕獲を行い個体群としての定着を防ぐ。

(4) 実施方法及び実施結果の把握並びに評価

委託事業により実施する。実施結果の把握は委託事業の完了報告により行い、評価は秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会の意見を踏まえて行う。

(5) 実施者

秋田県

第9 生息環境管理に関する事項

1 生息環境管理の施策の考え方

本県ではイノシシが生息しうる森林や農地が県土の8割以上を占めていること、高齢化や人口減少の影響で中山間地域における人の活動範囲が減少していることから、全方位的な生息環境管理の実施は難しい状況にある。このため、イノシシが生息している状況下で農業被害を防止するためには、人里周辺にイノシシが寄りつきにくい環境管理を行うことが重要である。併せて、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理を進めていくことも必要となる。

2 生息環境管理の施策の目標と指標

本県では、ツキノワグマの出没防止のため緩衝帯整備を実施する地域が多く、この取組がイノシシも含めた野生鳥獣対策に有効である（長崎県農林部農政課, 2010. 市街地に出没したイノシシの対策マニュアル等）。ただし、緩衝帯整備については時間の経過とともに植生が回復するため、継続して実施することが重要となる。

このため、生息環境管理として継続的に緩衝帯整備を行う地域があることを目標とする。

<評価指標>

- ・鳥獣被害対策として、継続して緩衝帯整備に取り組む地域がある

3 生息環境管理の施策の実施内容

集落沿いの森林林縁や、集落周辺の藪化した原野等の刈払いを行い、見通しをよくすることでイノシシも含めた野生動物の出没抑止を図る。また、イノシシは、耕作放棄地などにある雑草や廃棄物、森林の下層植生、集落内及び周辺里地の放置果樹も採餌の対象にすることから、集落周辺の除草や農地における廃果実の除去、放置果樹の伐採など、農地周辺における生息しにくい環境づくりの取組も併せて進めていく。実施に当たっては、農林部局における取組と連係しながら行う。

第10 被害防除対策に関する事項

1 被害防除対策の施策の考え方

イノシシによる農業被害の防止については物理的な侵入防止柵の設置が効果的であるが、個々の農家による取組に加えて、地域ぐるみや組織的に行う面的な対応がより効果を発揮する。適切な防除対策を実施し、農地への侵入防止（物理柵、電気柵等）、農地周辺での餌資源を低減することは、加害個体の効果的な捕獲にも有効であるため、加害個体の捕獲等と併せて、こうした被害防除の取組を推進・支援していく。なお、この取組はイノシシだけに限らず、本県で多いツキノワグマや、イノシシ同様に分布が拡大しているニホンジカによる農林業被害の防除においても必要となる。

2 被害防除対策の施策の目標と指標

被害防除については、市町村が主体となって取組を進めていることから、これを支援していくものとし、被害防除として電気柵の普及を図りながら、農業被害面積の減を目指とする。併せて、地域における被害防除を進めていくためには、現場で被害対策の指導等を行う職員の存在が重要となることから、鳥獣被害対策の知見を持った職員数の確保を目標とする。

＜評価指標＞

- ・市町村において電気柵の普及（設置補助事業、研修、設置指導）を実施している
- ・農業被害面積（実面積）の減（R5：40.2ha）
- ・鳥獣被害対策の研修受講者数が維持されている（R5：のべ96人）

3 被害防除対策の施策の実施内容

市町村が主体となった防護柵等による予防のほか、集落点検を行い生ゴミや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等や、イノシシが出没しにくいように刈払いなどの環境管理を推進する。

また、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等を担う指導者（市町村、農業協同組合の担当職員等）を育成する研修等を実施する。

第11 モニタリング等の調査研究

1 管理の目標に対応したモニタリング

（1）個体群に関するモニタリング

イノシシ痕跡密度の調査により、各地域における増減傾向を把握するとともに、ツキノワグマ等情報マップシステム（クマダス）等を活用した目撃等の分布情報についても収集を行っていく。

併せて、出獵カレンダー等による捕獲数や捕獲効率、目撃効率等も個体群に関するモニタリングに活用する。

（2）農業被害の軽減に関するモニタリング

毎年の被害状況について情報収集するほか、農林部局と協力して被害防除対策の実施状況等を把握する。

2 各種施策の目標に対応したモニタリング

(1) 個体群管理に関するモニタリング

捕獲数等の情報のほか、捕獲個体の性別、齢区分、成獣メスの捕獲状況等を捕獲調書から把握する。併せて、出獵カレンダー等により捕獲情報の収集を行う。

(2) 生息環境管理に関するモニタリング

農地周辺における生息しにくい環境づくりの取組（集落点検）や、被害防除対策の実施状況について情報収集を行う。

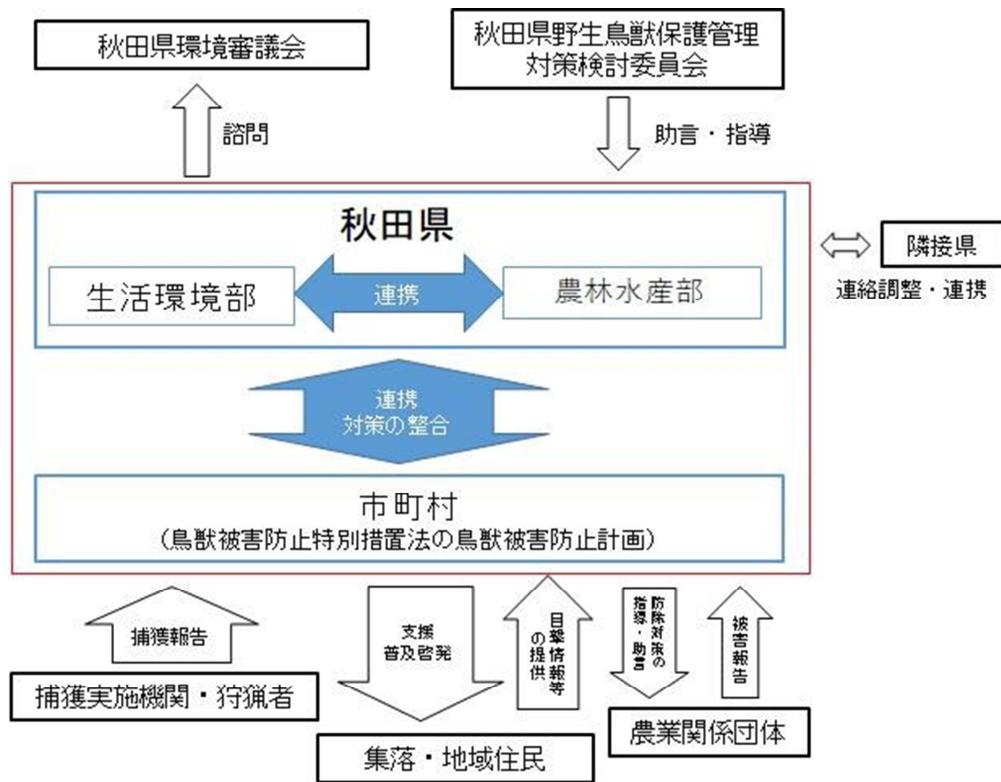
(3) 被害防除に関するモニタリング

上記（2）と併せて、被害防止対策の実施状況について実績等を把握する。

第12 その他管理のために必要な事項

1 特定計画の実施体制

管理計画の目標を達成するため、地域住民の理解と協力を得ながら、県、市町村及び関係団体等の緊密な連携の下に、被害管理や生息環境管理等の施策の実施に取り組む。（図－10）。



図－10 管理の実施体制図

2 各主体の役割分担と連携

(1) 県の役割

自然保護課は本計画を策定し、県全体の管理目標を設定する。また、他の関係行政部局、地域住民、民間団体等の各主体が実施する取組の調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。

農林業被害対策や豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）対策については、農林部局が主に行うが、自然保護課はそれらに協力する。

鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）が、鳥獣保護管理事業計画及び特定計画と整合性が取れたものであるかを確認して、市町村との連携に一層努める。

また、イノシシは他県にも広域的に分布していることから、隣接県や関係する国の機関との連携を図る。

加えて、これらの取組状況や調査結果などを広く県民に公表し、イノシシ対策についての考え方や取組についての普及を図る。

（2）市町村の役割

農業被害については被害防止計画を策定し、鳥獣被害防止総合対策事業を活用して、県と連携して被害防止計画に基づく個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、有害捕獲等の結果に関する情報は、個体動向等の重要な基礎資料となることから、定期的に県に報告する。

（3）集落・地域住民の役割

個々の農地は地域住民が、集落全体は集落が主体的に被害防除対策を実施する。

なお、個々の農業従事者が対策を実施するよりも集落ぐるみで対策を実施することが効果的な場合については、行政と連携しながら取り組むものとする。

具体的には、防護柵の設置・管理、藪の刈り払い、誘引物（廃棄農作物や放棄果樹の管理）の除去は集落・地域住民が主体となって行う。

その他、目撃情報等について県や市町村に隨時情報提供を行う。

農業協同組合等は組合員に対し、被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用の情報提供を行う。

3 鳥獣被害防止計画との調整

市町村が策定する被害防止計画と本計画は「農林業被害・生活環境被害あつれきの軽減」において共通の目的を有しており、かつ、イノシシの捕獲区分の一部は実施主体が市町村となることから、両計画における施策について整合を図っていくものとする。

具体的には、痕跡密度や捕獲状況など俯瞰できる情報をとりまとめる県が、それらの情報を提供し、市町村における被害防止計画の策定を支援する。

また、市町村は鳥獣被害防止計画に基づき、県から提供された情報やこれまでの事業実績、確保可能な予算等を踏まえて被害防止に必要な捕獲に努める。

県は市町村による有害捕獲状況や、狩猟による捕獲数を考慮した上で、指定管理事業等による捕獲圧強化の目標を設定する。

4 錯誤捕獲対応の実施体制等

今後、わなの使用数の増加により、錯誤捕獲の発生（特にツキノワグマがわなにかかった際の人身被害の発生）が懸念されるため、錯誤捕獲が起こりうる事態を想定した危機管理に関する技能や知識の普及を図っていく。

（1）錯誤捕獲の予防

錯誤捕獲を予防するため、捕獲従事者等への指導の徹底を図ることとし、くくりわ

なを使用する場合は、以下の措置を指導する。

- ① くくりわなの設置後は原則として毎日見回りを行い、足跡等の痕跡からツキノワグマ等の利用の有無を確認する。
- ② くくりわなを設置した付近で、ツキノワグマの利用が確認された場合は、くくりわなを移動又は撤去する。
- ③ 原則として、ツキノワグマの冬眠期間（概ね12～3月）を除いて、米ぬかをくくりわなの誘引餌として使用しない。

(2) 放獣体制の整備等

誤認捕獲が発生した場合は、速やかに市町村、もしくは最寄りの地域振興局農林部森づくり推進課へ連絡するものとし、関係者で対応を協議しながら放獣等を実施することとし、その体制整備に努める。

また、ツキノワグマの放獣については秋田県特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）によるものとする。

(3) イノシシ等の飼育管理の徹底（放獣の禁止、逃亡防止策の徹底）

県内でイノシシの飼育は行われていないが、豚が野外に逃げるおそれがある状態で飼育することは、イノシシとの交雑等による個体数増加につながることから、県の関係部局や関係機関が連携して適正な飼育について普及啓発や指導に取り組む。

また、イノシシについては飼育を目的とした捕獲は許可しないものとする。

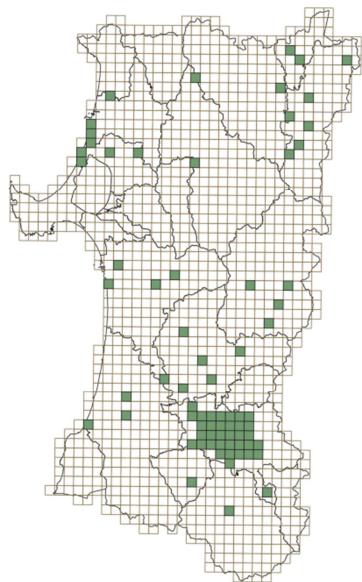
5 感染症及び安全対策の実施

(1) 防疫措置の実施内容及び実施体制、状況把握

全国各地で豚熱（CSF）が発生し、東北でも野生イノシシへの感染が確認されていることから、県内でも野生イノシシへの経口ワクチンの投与が行われている。

本県においても豚熱の感染事例が確認されており、野生イノシシの感染状況を把握するため、農林部局が、捕獲個体から提供される試料による調査監視（サーベイランス）を継続して実施する。併せて、へい死体については交差汚染防止の観点から生活環境部が調査監視（サーベイランス）を実施し、情報収集に努めていく。

また、自然保護課が行う捕獲事業について、豚熱感染確認区域を含む地域で実施する場合は、防疫措置を図りながら実施する。



(参考) 秋田県内の養豚場配置メッシュ（農林水産部まとめ）

（2）人獣共通感染症への注意喚起

イノシシとの人獣共通感染症としては、ダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の感染症や、経口によるブタ回虫やE型肝炎などの感染症がある。こうした感染症を防ぐためにも、捕獲に従事する際にはダニに刺されにくい服装等で臨むことや、解体作業時には手袋を着用すること、肉等を食す場合は十分に加熱することなどを各種研修会等で注意喚起を図っていく。